

国民健康保険に加入の皆さんへ

国民健康保険被保険者証

(保険証)を更新します

現在使用している保険証の有効期限は、平成25年11月30日(土)です。

新しい保険証(若竹色)は、11月下旬に国民健康保険(国保)加入世帯へ特定記録郵便で送付します。手元に届きましたら、保険証に記載している住所・氏名・生年月日などを確認し、大切に保管してください。

なお、国保税を滞納している方は、窓口で交付します。

新保険証は12月1日から

使用してください

12月1日(日)以降、病院などの医療機関で診察を受ける場合は、新しい保険証を提示してください。

有効期限の過ぎた保険証は使用できません。



保険証の裏面に

「臓器提供の意思表示」を
することが出来ます

新しい保険証の有効期限は、平成26年11月30日ですが、次の方は有効期限が異なります。

事例	有効期限
1 退職被保険者および退職被扶養者で平成26年11月30日までに65歳になる方※1	65歳の誕生月の月末(1日生まれた場合は前月末)
2 平成26年11月30日までに75歳になる方※2	満75歳の誕生日の前日(同上)
3 平成26年11月30日までに在留期間の満了日を迎える外国籍の方	在留期間の満了日

※1 退職被保険者が65歳到達により月末で有効期限が切れる場合には、退職被扶養者の方は、65歳未満であっても、有効期限は退職被保険者と同じになります。

※2 誕生日以降は「後期高齢者医療制度」に基づく新しい被保険者証を利用してください。

保険証の裏面に、臓器提供の意思表示欄を設けています。必要事項を記入することで意思表示が出来ます。

なお、記入の有無で、受けられる医療の内容に違いが生じることはありません。

また、記入した後でも、いつでも臓器提供の意思を変更で

国保に加入する場合	手続きに必要なもの
豊岡市に転入してきたとき	・他の市区町村の転出証明書 ・印かん
職場の健康保険をやめたとき、扶養家族でなくなったとき	・職場の健康保険資格喪失証明書 ・印かん
生活保護を受けなくなったとき	・保護廃止決定通知書 ・印かん
子どもが生まれたとき	・印かん
外国籍の人が加入するとき	・外国人登録証明書またはパスポート

国保をやめる場合	手続きに必要なもの
ほかの市区町村に転出するとき	・保険証 ・印かん
職場の健康保険に加入したとき、被扶養者になったとき	・国保の保険証と職場の健康保険証(後者が未交付の場合は加入を証明するもの) ・印かん
生活保護を受け始めたとき	・保護開始決定通知書 ・保険証 ・印かん
外国籍の人がやめるとき	・外国人登録証明書またはパスポート ・保険証

その他の場合	手続きに必要なもの
退職者医療制度の対象となったとき	・保険証 ・年金証書 ・印かん
豊岡市内で住所が変わったとき	・保険証 ・印かん
世帯主や氏名が変わったとき	
世帯が分かれたり、一緒になったとき	・保険証 ・在学証明書 ・印かん
修学のため、別に住所を定めるとき	
保険証をなくしたとき (あるいは汚れて使えなくなったとき)	・身分を証明するもの(使えなくなった保険証など) ・印かん

きます。その場合は、保険証の再交付を受けてください。

※記入は任意であり、義務付けではありません。

こんな場合は届出が必要です

左表の場合、14日以内に届け出が必要です。加入届が遅れると、国保税をさかのぼって納めていただくほか、その間の医療費が全額自己負担になります。

国保から社会保険等に切り

替つても、手続きをしないと国保の資格を喪失したことになります。届け出が遅れると、健康保険料の二重払いになるとともに、資格喪失後に「国民健康保険証」で受診すると、本来社会保険等が負担すべき医療給付費分(7/8割)を国保に返還することになります。

《問合せ》市民課国保医療係

☎21-9061または各支

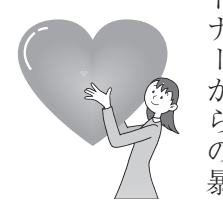
所市民福祉係



くらしの情報

期間

全国一斉「女性の権利
 ホットライン」強化週間
 11月18日(月)～24日(日)



夫、パートナーからの暴力やセクシャル・ハラスメントなど、女性をめぐるさまざまな人権問題について、電話相談に応じます(秘密厳守)。
 日 11月18日(月)～22日(金)午前8時30分～午後7時、11月23日(土)・24日(日)午前10時～午後5時
 相談電話番号
 ☎0570-070-810
 (全国共通ナビダイヤル)
 担当者 人権擁護委員、法務局職員

問 神戸地方法務局人権擁護課
 ☎078-392-11821

11月25日(月)～12月1日(日)
 は「犯罪被害者週間」

犯罪被害や事故に巻き込まれることは、誰にでも起こりうることです。
 突然の被害や事故に遭うと、精神的に不安定になったり、正しい判断ができないことがあります。

このような心の悩みを、相談してみませんか。
 ○NPO法人ひょうご
 被害者支援センター



被害者などが安心して支援を受けることができる機関として、電話相談や法律相談などを通じて、被害者などの悩みの相談に応じています。

電話相談
 ☎078-367-7833
 (火・水・金・土曜日(祝日を除く)午前10時～午後4時)

面接相談

・法律相談(弁護士が対応)
 ・心理相談(臨床心理士によるカウンセリング)
 ※面接相談は、事前の電話相談での申込みが必要
 ☎ <http://www.supporthyogo.org/>
 問 生活環境課 21-9001

12月は兵庫県多重債務者相談キャンペーン期間

多重債務者の支援を強化する「無料相談会」が実施されます。

■合同無料相談会
 日 12月7日(土)午後1時～4時
 所 但馬消費生活センター(幸町、豊岡総合庁舎内)

内 多重債務に関すること
 ※事前申込み必要
 申 但馬消費生活センター
 ☎23-10999

■多重債務法律専門家無料相談
 日 毎月第3土曜日午後1時～

8時

所 豊岡市民プラザ(大手町)
 内 多重債務に関すること
 ※事前申込み必要
 申 兵庫県司法書士会但馬支部
 ☎079-676-3368
 問 生活環境課 ☎21-9001

催し

大学等就職面接会
 (ふるさと)但馬学生フェア
 日 12月6日(金)午後2時～4時(受付:午後1時～)
 所 じばさん但馬 2階
 多目的ホール(大磯町)



対 大学生等(来春卒業予定者)、既卒3年以内の未就職者など
 内 就職面接会(企業と求職者の個別相談・面談)

問 ハローワーク豊岡ふるとと
 就労相談コーナー
 ☎23-3101

- 豊岡市役所 ☎23-1111
- 城崎支所 ☎32-0001
- 竹野支所 ☎47-1111
- 日高支所 ☎42-1111
- 出石支所 ☎52-3111
- 但東支所 ☎54-1000